

日行連発第1208号  
令和2年12月15日

各 単 位 会 長 様  
建設業許可部門担当役員 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

建設業法施行規則第7条第1号の解釈、押印廃止の取扱い等  
に係る国土交通省への確認事項の報告について

令和2年10月1日の改正建設業法等の施行に伴い、「建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和47年3月8日付・建設省告示第351号）の告示が令和2年9月30日付で廃止されました。これを受けて、「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」（平成29年6月26日付・国土建第117号）において認められていた3種類以上の経験の期間の合算を認めない許可行政庁があるなど、各都道府県で判断が分かれる状況となっております。

また、令和2年11月16日付でパブリックコメントが実施されているように、建設業許可・経營業務審査の申請書類への押印廃止が予定されております（12月下旬に公布・施行予定）。

このような状況を踏まえ、日行連では、国土交通省不動産・建設経済局建設業課に問い合わせを行い、下記のとおり回答をいただきましたのでお知らせいたします。なお、本文書の記載内容は、あらかじめ国土交通省不動産・建設経済局建設業課に確認済みです。

記

1. 建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号）について

<問い合わせ事項>

9月30日付で同告示が廃止されましたが、これにより、本告示を根拠として認められていた経營業務管理の経験期間の合算は 法令上の根拠を失っている。

従来、経験期間を合算する取扱いをしてきた経緯もあり、今回の改正で合算が認められなくなった経緯をお示しいただきたい。

なお、経營業務管理の経験期間の合算の可否については、許可行政庁（都道府県）によって見解が異なっている状況にあるため、貴省の見解と、新しい告示の発出等の今後の対応について教えていただきたい。

※規則7条イ（1）から（3）の経験年数の合算が可能か否かの質問。

具体的にいうと（１）取締役２年、（２）執行役員２年、（３）準ずる地位２年の経験年数を合算して６年の経験年数が認められるか、教えていただきたい。

<国土交通省回答>

規則第７条第一号イ（３）の、経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験の年数の合算について、お示しのような（１）取締役２年、（２）執行役員２年、（３）準ずる地位２年の経験年数を合算して６年、という合算は認められるものと考えている。

「建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和４７年建設省告示第３５１号）」の告示は廃止されたが、旧告示の第一号イ及びロで規定していたものを、実質的に規則第７条第一号イ（２）（３）に規定しているため、その規定に関する合算の解釈も変更はないと考えている。

## 2. 建設業法施行規則第７条第１号ハ該当（国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの）の告示等について

<問い合わせ事項>

規則第７条第１号ハ該当についての告示や通知はいまだ発出されておらず「許可の基準」があいまいな状態にあるため、告示の発出等の今後の対応予定について教えていただきたい。

<国土交通省回答>

本規定はイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有していると考えられる場合に、そのような会社等も認定するための個別審査規定になるため、何か具体的な基準を設ける類の規定ではなく、告示等の発出予定はない。

## 3. 押印の廃止について

<問い合わせ事項①>

建設業許可申請書について、押印廃止の対象になっている一覧表から漏れている「決算届別紙８」、「届出書２２号の３」は廃止の対象外なのか、教えていただきたい。

<国土交通省回答①>

建設業法施行規則の別記様式で定めている押印欄は、例外なくすべて削除するため、当然これも押印廃止の対象となる。

<問い合わせ事項②>

申請者の意思確認、欠格事由の有無、処罰履歴の有無を確認する意味でも法人代表

印、役員等の押印は重要だと認識している。依頼者の了解を得た上で引き続き押印をもって提出することは可能か、教えていただきたい。

<国土交通省回答②>

押印を禁止するという趣旨ではない。従来通り押印された申請書類は今まで通り受理するものと考えている。

以上